(7) 第659号 税 特 集	広報やわた	平成30年(2018年)6月
<ul> <li>レジに出された納付書は、</li> <li>か対照をすぎたもの、金額</li> <li>取り扱いできません。</li> <li>取り扱いできません。</li> <li>取り扱いできません。</li> <li>取り扱いできません。</li> </ul>		・10月・12月     ・10月・12月       ・9月・11月       ・9月・11月       あたる場合
取り扱いできません。	いた ち自動的に振替の申し込みは、 ことにわざわざ出向くこと もなく、納め忘れもありま す。また、7月13日(金) までに手続きをした場合、納期が7月の のため名税の納期 の口座振替の申し込み す。また、7月13日(金) までに手続きをした場合、 もなりま す。また、7月13日(金) までに手続きをした場合、 もなりま	
合があります。		いた、 や し し し し し し し し し し し し し
◆問い合わせ 税務課収納係		
熱損失防止改修工事で 住宅の固定資産税を減額 住宅の熱損失防止改修工事を実施した場合、 その家屋の固定資産税額(120m <sup>2</sup> まで)の3分 の1相当を減額します。 減額される要件	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	個人市民税は前年の所得 個人市民税は前年の所得 しまっても支払いが困難で たまっても支払いが困難で たまっても支払いが困難で たまっても支払いが困難で し、 のことができます。 のことができます。
<ul> <li>平成20年1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)で、改修後の床面積が50m<sup>2</sup>以上280m<sup>2</sup>以下であること。</li> <li>平成32年(2020年)3月31日までの間に、次の ①の工事、または①と合わせて②から④の 工事を行った住宅で、改修部分がいずれも 現行の省エネ基準に適合し、改修工事に要し た費用(補助金等を除く)の合計が50万円を 超えるもの。</li> </ul>	6月1日(金) (終日) なお、6月2日(土)か なお、6月2日(土)か	<ul> <li>の減免</li> <li>必要と認める場合に減免が</li> <li>決定されます。</li> <li>洗前年の所得が基準額を超</li> <li>える場合や家族内に一定の</li> <li>える場合や家族内に一定の</li> <li>える場合や家族内に一定の</li> <li>たはなりません。詳しい</li> <li>ことは、税務課市民税係に</li> <li>の</li> </ul>
<ul> <li>通えるもの。</li> <li>①窓の断熱改修工事(必須)</li> <li>②床の断熱改修工事</li> <li>③天井の断熱改修工事</li> <li>④壁の断熱改修工事</li> <li><u>減額の期間と範囲</u></li> <li>改修工事が完了した年の翌年度分のその家屋</li> <li>の固定資産税額(120m<sup>2</sup>相当分まで)の3分の</li> <li>1を減額。</li> </ul>	明ま第本税 へな成ん年まご際付 全のし三人証 お場29の度たいはなのでした。対なので、	<ul> <li>各納期限までに申請を</li> <li>●各納期限までに納税通知書、</li> <li>御かん、事由を証明する書</li> <li>印かん、事由を証明する書</li> <li>印かん、すでに納税通知書、</li> <li>のは減免の対象になりませんのでご注意ください。</li> <li>んのでご注意ください。</li> </ul>
※平成29年4月1日以降の改修により認定長期 優良住宅となった場合は3分の2を減額。 手続き	康写証ドで請の① すまにを個 保真等、すの人②付うのる的情 、すの人②、市本のと同人情 証明会ポームを記録である。 の場確③の時期ごのなしての。 ののののです。 ののののです。 ののののです。 ののののです。 ののののです。 ののののです。 ののののです。 ののののです。 ののののです。 ののののです。 のののです。 ののののです。 ののののです。 ののののです。 ののののです。 ののののです。 ののののです。 のののです。 のののです。 ののののです。 ののののです。 のののです。 ののののです。 のののです。 のののです。 のののです。 のののです。 のののです。 のののです。 のののです。 のでのです。 のでのです。 のでのです。 のでのです。 のでのです。 のでのです。 のでのでのでのです。 のでのです。 のでのでのででです。 のでのでのでのです。 のでのです。 のでのででです。 のでのでででです。 のでのででです。 のでででです。 のでです。 のでです。 のでででです。 のででです。 のでででです。 のででです。 のでででです。 のでででででです。 のででです。 のででででです。 のでででです。 のででででです。 のででででででです。 のでででででででです。 のでででででででででで	いのある人の軽自動車税を減免 申請は7月2日(月)まで

改修工事完了後3カ月以内に、建築士事務所 に登録する建築士・指定確認検査機関等が作 成する「熱損失防止改修工事証明書」と納税 義務者の住民票の写し、認定通知書の写し(長 期優良住宅の場合のみ)を添付し申請してく ださい。 ※申請の際にマイナンバーの記載が必要です。 その際にマイナンバーの確認と身元確認を行い ますので、番号確認書類(通知カード等)と本 人確認書類(免許証やパスポートなど)をご持 参ください。また、郵送の場合には写しを同封 してください。なお、マイナンバーカード(個 人番号カード)を取得された人は、当カードの	、介護保険証、年 委任状は不要です)。 、介護保険証、年 委任状は不要です)。	<ul> <li>申請は7月2日(月)まで</li> <li>障がいのある人本人が所有する軽自動車や障がいのある人のために使用する軽自動車の軽自動車税を減免します。(障がいのある人1人につき1台)</li> <li>通免の手続き</li> <li>平成30年度の納税通知書と印かん、運転免許証、自動車検査証、身体障害者手帳等を持って7月2日(月)までに税務課市民税係へ申請してください。</li> <li>※申請期間を過ぎると、減免を受けることができません。</li> <li>※自動車税(普通自動車等)の減免と合わせて受けることはできません。</li> </ul>
みで確認できます。 ◆問い合わせ 税務課資産税係	は、住間八仏調外向 500ショ 、民市のが求に一 1うュ銀 ◆問い合わせ	詳細については、お問い合わせください。 税務課市民税係
▼旧」い口口に 他初秋貝庄化水		